

議案提出について

議案「介護保険の要介護1・2認定者を給付外しとしないよう求める意見書」を次のとおり会議規則第13条第1項の規定により提出します。

平成29年12月18日

金沢市議会議長 黒沢和規様

提出者

金沢市議会議員 大桑初枝
" 広田代昭
" 森尾嘉昭

議会議案第14号

介護保険の要介護1・2認定者を給付外しとしないよう求める意見書

総選挙後、財務省の財政制度等審議会、内閣府の経済財政諮問会議で、相次いで社会保障改革案が議論され、その内容は社会保障のあらゆる分野で給付を削減するものとなっており、介護分野では要介護1・2認定者の在宅サービスを介護保険の給付対象から外すことが提案されている。

安倍政権のもとで、すでに「要支援1・2」の176万人の在宅サービスが保険給付の対象から外されており、さらに「要介護1・2」の240万人が外されれば、要支援、要介護と認定されている人の実に65%が保険給付の対象外となる。高い保険料を払っても、3分の2近くの人がサービスを受けられなくなるのでは、早晚、介護をめぐる危機的状況がさらに加速することは必至である。

現役世代の介護離職が10年間で105万人に及ぶ中で、3分の2近くの人の保険給付をなくせば、さらに問題が深刻化することになり、政府の掲げる介護離職ゼロにも真っ向から逆行することになる。

よって、国におかれては、介護保険の要介護1・2認定者を給付外しとしないよう強く要望する。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議案提出について

議案「家庭ごみ有料化に関する決議」を次のとおり会議規則第13条第1項の規定により提出します。

平成29年12月18日

金沢市議會議長 黒沢和規様

提出者

金沢市議會議員 大桑初枝
〃 広田美代
〃 森尾嘉昭

議会議案第15号

家庭ごみ有料化に関する決議

本市では、平成28年度3月定例月議会で、家庭ごみを有料化する条例が議決され、来年2月から実施することとしている。

しかし、市民の間では疑問や不安の声が根強くあり、報道も相次ぎ、経済界からも実施に関する意見が表明されている。さらに、ごみの量も昨年度、家庭系ごみも事業系ごみも減少しているとの報告がされるなど家庭ごみ有料化導入をめぐって、市民にはさまざまな意見が広がり、導入に当たって、十分な理解と納得が得られていない現状となっている。

このまま有料化を実施すれば、市政に対する不信感の増大を招くだけでなく、ごみステーションの管理など市民の協力にもひびが入るなど、その運営にも困難を来しかねない。

よって、家庭ごみ有料化の来年2月からの実施を一旦中止し、市民の理解と合意づくりを最優先することを求めるものである。

ここに、決議する。

議案提出について

議案「森林環境税（仮称）の創設に関する意見書」を次のとおり会議規則第13条第1項の規定により提出します。

平成29年12月18日

金沢市議会議長 黒 沢 和 規 様

提 出 者 和 清誠
金沢市議会議員 一 人子治誠敏道
野 多岩本保村林 野 源高喜高野久松小森玉
野

議會議案第16号

森林環境税（仮称）の創設に関する意見書

我が国が国際的に約束した2020年度及び2020年以降の温室効果ガス削減目標の達成には、温室効果ガスの発生を抑制するだけでなく、森林吸収源対策の推進が不可欠となっている。

中山間地域を抱える市町村による森林吸収源対策の推進や林業従事者の育成などの取り組みは、地球温暖化防止対策のみならず、国土の保全や地方創生等にもつながるものであるが、木材価格の低迷、林業従事者の高齢化や後継者不足などの問題があるほか、市町村においては、森林吸収源対策の推進及び林業従事者の育成などの中山間地域対策に主体的に取り組むための恒久的、安定的な財源が大幅に不足している。

このような中、国は、森林環境税を創設し、森林の間伐など森林整備を進めようとしているが、税収の使い道や市町村への配分が定まっていないなどの課題がある。

よって、国におかれでは、森林環境税を創設するに当たっては使い道を明確にした上で、市町村に対して森林面積に応じた配分を確実に行うとともに、現在、府県を中心として独自に課税している森林環境税との関係についても、地方の意見を踏まえ調整を行うよう強く求める。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議案提出について

議案「食品衛生管理の国際標準化を求める意見書」を次のとおり会議規則第13条第1項の規定により提出します。

平成29年12月18日

金沢市議会議長 黒 沢 和 規 様

清誠 一人人子治誠敏道
和 浩勝正洋理 一
野 多岩本保村林 野
源高喜高野久松小森玉
出者 金沢市議会議員
提

議会議案第17号

食品衛生管理の国際標準化を求める意見書

厚生労働省の食中毒統計調査では、近年事件数、患者数とともに下げどまり傾向であるとともに、サルモネラ等による食品媒介感染症被害の実態は、統計の100倍から1,000倍とも言われており、また、高齢化社会の進行に伴って、食中毒リスクがさらに高まっていくことが懸念されている。また、我が国では、先進国を中心に義務化されているHACCPがまだ義務化されておらず、食品流通の多様化や国際化への対応等にも課題がある。

そのような中、国は、HACCPによる衛生管理の制度化など食品衛生規制の見直しを進め、食品衛生管理の国際標準化及び食品の安全性のさらなる向上を図るとともに、我が国の食品衛生管理水準を国内外に示そうとしている。

しかしながら、HACCPの導入状況は、小規模事業所を含めた食品製造業全体の3割以下にとどまっているとともに、食品用器具及び容器包装で使用される物質においても欧米等より基準が緩いことなどから、我が国の食品衛生管理を取り巻く環境の改善が求められているところである。

よって、国におかれでは、食品衛生管理の国際標準化を進めるに当たり、下記の事項について取り組むよう強く要望する。

記

- 1 フードチェーン全体での取り組みを進めて衛生管理の「見える化」を図るなど、消費者の視点を第一に考えること。
 - 2 H A C C Pによる衛生管理の制度化に当たっては、小規模事業者等に配慮して、実現可能な方法で十分な準備期間を設けて取り組みを進めるとともに、全ての食品事業者がH A C C Pによる衛生管理に取り組むことを踏まえ、施設基準などを定める都道府県等の条例に配慮して営業許可制度の見直しも同時に進めること。
 - 3 食品用器具、容器包装の規制にポジティブリスト制度の導入を検討するなど、欧米等との整合性を図るとともに、食品事業者が製造した製品や輸入した製品を自主回収する際には、その情報を把握できる仕組みを検討すること。
ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。